



2007年3月28日 第2007-37号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : syakai@jam-union.jp

企業合併の独禁法基準が緩和

平成19年3月28日付けで「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」等の一部改正が公示された。

主な内容：1. 従来の指針では、法の保護する範囲として、国内の競争であり、国内の取引先の事業活動の範囲を中心としていた。今回の改正では、内外の需要者が内外の供給者を差別することなく取引しているような場合には、日本の需要者が、海外の供給者にも商品の購入を代替しうるとして海外を含む国際競争も範囲として拡大した。

2. 水平型企业結合による実質的制限の考え方で競争を実質的に制限することとならない場合として、従来は、企業結合後の会社グループの市場シェアが10%以下である場合。市場構造が寡占的でない場合であって、企業結合後の会社グループの市場シェアが25%以下である場合。としていた。(市場構造が寡占的でない場合とは、HHIが1000未満をいう) 今回の改正では、次の3つの場合は、制限することとならないとして要件が緩和された。 HHIが1500以下である場合。 HHIが1500超2500以下であって、かつ、HHIの増分が250以下である場合。 HHIが2500を超えかつ、HHIの増分が150以下である場合。

注意) HHIとは、ハーフィンダール・ハーシュマン指数という。企業ごとの市場シェアを二乗した総和で表す。最大10000 最小0となる。

例として、市場に1社しかなければ100%

二乗 = 10000 となる。2社で50%ずつであれば、 2×50 二乗 = 5000 となる。

3. 単独行動による競争の実質的制限についての判断要素に、需要者からの競争圧力が追加された。 需要者からの競争圧力が価格決定の自由度を制限することが出来るとして、 需要者の商品市場における競争が活発であるときは、供給者から出来るだけ低い価格で製品を購入しようとする場合も想定できる。 需要者が、ある供給者への供給先の切り替えを行うことが容易であり、切り替えの可能性を当該供給者に示すことによって価格交渉力が生じているとき。 が加わった。

独占禁止法の考え方の基準が変わることで、今まで企業結合が出来ずに競争力が低下していた業界においては、一気に企業合併等が進む可能性が出てきた。特に、輸入海外製品との競争が対象となったことから、国内企業で寡占状態になっている市場でもさらに企業統合が可能となった。市場の状況しだいでは、国内企業1社でも可能ということも考えられる。